

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

香川県後期高齢者医療広域連合

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年6月8日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

	<p>妥かめることから、特定個人情報ノアイルとして後期高齢者医療関連情報ノアイルを保有する。</p> <p>・また、オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、中間サーバーにおいて医療個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。</p> <p>・また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市町ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市町に転居し</p>
②実現が期待されるメリット	
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条及び別表85の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限)</p> <p>(照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条</p> <p>(提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	事業課
②所属長の役職名	事業課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

別添資料参照

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号: 対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表6の7の項により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報・連絡先: 被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	事業課

3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[] 本人又は本人の代理人</p> <p>[] 評価実施機関内の他部署 ()</p> <p>[] 行政機関・独立行政法人等 ()</p> <p>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()</p> <p>[] 民間事業者 ()</p> <p>[○] その他 (「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「</p>						
<p>②入手方法</p>	<p>[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ</p> <p>[] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、広域イーサネット)</p>						
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>1. 広域連合は市町から以下の特定個人情報を入手する。</p> <p>2. 広域連合は市町から以下の特定個人情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出 <p>・転入時等に市町窓口において 被保険者となる住民より入手</p>						
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>【住民基本台帳情報以外の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条 <p>○構成市町の窓口業務担当部署が市町内の他の部署から情報を入手する根拠</p> <p>【住民基本台帳情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法第1条 <p>【住民基本台帳情報以外の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項に基づく条例 <p>○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法第30条の9 <p>○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 <p>広域連合と市町は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町内の他の部署から適切に</p>						
<p>⑤本人への明示</p>	<p>1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</p>						
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成 						
<p>変更の妥当性</p>							
<p>⑦使用の主体</p>	<p>使用部署 ※</p> <p>事業課</p>						
<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>使用者数</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> <p>1. 資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格等情報の取得 市区町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信する。 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市区町村の窓口端末に入力する。 併せて、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市 ・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する 	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						

	情報の突合 ※	被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行う。
	情報の統計分析 ※	・個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定
⑨使用開始日		平成27年10月5日

委託事項3		標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		標準システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、ハツチ検証等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のインフラ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	システム全体に係る運用・保守等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する者にファイル全体の取扱いを委託する必要がある。 クラウド環境の場合、受託者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解した上で、システム運用・保守を適切に行う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システム直接操作)
⑤委託先名の確認方法		香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		国民健康保険中央会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

委託事項4		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	・当広域連合における資格履歴を管理するため。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		香川県国民健康保険団体連合会(香川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の香川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する埋田、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面
	⑨再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて

委託事項7		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数	[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (20) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各特定個人番号利用事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各利用特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (広域イーサネット)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度

移転先6～10

移転先11～15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p><標準システムにおける措置></p> <p>①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[20年以上]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p> <p><標準システムにおける保管期間></p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。</p>
③消去方法	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。</p>
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添資料参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入力する場合の指直】 入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入力する場合の指直】 入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、市町の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入力する場合の指直】 入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町が適切な方法で入手している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において本人確認措置が行われている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、被保険者に関する住民票の異動に関する情報については、市町が市町の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市町の住基システムから入手した情報を突き合わせ、整合性チェックを行
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入力する場合の指直】 ・広域連合の標準システムは市町の窓口端末とのみ接続され、接続には回線を分割して論理的に外部から遮断されたネットワークを用いる。 ・広域連合の標準システムと市町の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	当広域連合では市区町村の宛名システムに相当するシステムは存在しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他のシステムとは、ネットワークが分離しているかアクセス制御をおこなっているため、特定個人情報を保有することはない。
その他の措置の内容	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、市町の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発効は禁止している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<標準システムにおける措置> 当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、以下の管理を行う。 (1)ID/パスワードの発効管理 ・広域連合の標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。 ・情報セキュリティ責任者(※2)は承認(アクセス権限の付与)を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<標準システムにおける措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、情報セキュリティ責任者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。
その他の措置の内容	ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、定期的又は必要に応じて監査を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・GUIによるデータ抽出機能(※1)はデータベース管理ツールに限定しており、IDとパスワードで管理されているため、権限のない者がデータを抽出することはない。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書き込むこと等もできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	広域連合の標準システムから市町の窓口端末へのデータ配信の実施においては、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・広域連合の標準システムから市町の窓口端末へのデータ配信については、「府審第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知) 平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取り扱いとするとされている。 ・市町の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。	

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町の窓口端末以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、広域連合の標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者限定している。 ・広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市町の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町に設置する窓口端末とのネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によって安全なシステム	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> 情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできないしくみとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムは市町の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市町の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録さ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録さ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策> ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。 ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報セキュリティ責任者の承認を得る。 ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報セキュリティ責任者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステム的に制御する。			

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・システム上、市町からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入力し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<標準システムにおける措置> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【運用上のルールによる措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 ・溶解処分業者の委託契約の見直しによる保存満了分文書廃棄の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施 ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施 	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	セキュリティ対策基準に基づき、ネットワーク及び情報システムについて、定期的又は必要に応じて自己点検を実施し、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、事務局長、各課長及び各グループリーダーで組織する情報セキュリティ委員会に報告する。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	最高情報セキュリティ責任者(※1)が、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、定期的又は必要に応じて監査を実施する。 ※1:当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、広域連合長を「最高情報セキュリティ責任者」と定義しており、広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。 <実施機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・幹部を含め全ての職員等に対する情報セキュリティに関する研修計画とその実施体制の構築を定期的に行い、研修計画において、職員等は毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるようにする。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <実施機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作研修については、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に行うとともに、以後、必要に応じて随時実施する。
3. その他のリスク対策	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒760-0066 香川県高松市福岡町二丁目3番2号 香川県自治会館内2階 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について当広域連合のWebサイト上でわかりやすく表示済。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 単色刷り 1枚につき10円 郵送の場合は郵便料金相当額) 納付方法: 当広域連合が発行する納付書による支払い
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒760-0066 香川県高松市福岡町二丁目3番2号 香川県自治会館内2階 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントにより意見聴取を実施する。
②実施日・期間	令和5年1月30日から令和5年2月28日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	2023/03/09
②方法	香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
③結果	特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針における審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしており、適当と認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	業務4～7を追記	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	業務4～6を追記	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	システム2の記載なし	全文追記	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取	記載なし	・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステム	実施しない	実施する	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステム	記載なし	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当	事業課長 氏家 泰三	事業課長 高畑 正弘	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	略	略	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・基本4情報、連絡先、その他住民票関連情報：被保険者について、通知及び照会を行うために	・基本4情報、連絡先：被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	[] その他 ()	[O] その他 (「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	[O] その他 (広域イーサネット)	[O] 情報提供ネットワークシステム	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	○地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14	1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管	・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	(3) 件	(6) 件	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	未定	株式会社ワンビシアーカイブズ	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	委託事項4～6を追記	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	[] 提供を行っている () 件	[O] 提供を行っている (24) 件	事前	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	記載なし	全文追記	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー	＜標準システムにおける措置＞ 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディ	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	定められていない	20年以上	事前	
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	高齢者の医療の確保に関する法律により平成	＜標準システムにおける保管期間＞ 高齢者の医療の確保に関する法律により平成	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	消去しない	＜標準システムにおける措置＞ 事務に必要な期間が経過した時点で消去す	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	略	略	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	入手元は、市町の窓口端末に限定されてお	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	—	—	※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同		
平成29年2月27日	—	—	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合(市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】		
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	入手元は、市町の窓口端末に限定されてお	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	入手元は、市町の窓口端末に限定されてお	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・広域連合の標準システムは市町の窓口端末	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・広域連合の標準システムを利用する必要がある	＜標準システムにおける措置＞ ・広域連合の標準システムを利用する必要がある	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に	＜標準システムにおける措置＞ 当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	—	—	(1)発効管理		
平成29年2月27日	—	—	＜中間サーバーにおける措置＞ 当広域連合の情報セキュリティ責任者が統合		
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に	＜標準システムにおける措置＞ ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・広域連合の標準システムへのログイン時の認	＜標準システムにおける措置＞ ・広域連合の標準システムへのログイン時の認	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・広域連合の標準システムへのログイン時の認	＜標準システムにおける措置＞ ・広域連合の標準システムへのログイン時の認	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・GUIによるデータ抽出機能(※1)はデータベ	＜標準システムにおける措置＞ ・GUIによるデータ抽出機能(※1)はデータベ	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	—	—	ネットワーク及び情報システム等の情報資産に		
平成29年2月27日	—	—	における情報セキュリティ対策状況について、定		
平成29年2月27日	—	—	・委託区画ファイル及び副本区画ファイルにつ		
平成29年2月27日	—	—	いては、統合専用端末を利用して当広域連合		
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基	＜当広域連合で行う業務における措置＞ ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・委託先の従業員等が広域連合の標準システ	＜当広域連合で行う業務における措置＞ ・委託先の従業員等が広域連合の標準システ	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・委託先は、特定個人情報の目的外利用及び	＜当広域連合で行う業務における措置＞ ・委託先は、特定個人情報の目的外利用及び	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基	＜当広域連合で行う業務における措置＞ ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに	＜当広域連合で行う業務における措置＞ ・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・秘密保持義務。 ・アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセ	・秘密保持義務。 ・アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセ	事前	再評価に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	記載なし	記録の保存期間については、当広域連合の文	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	記載なし	・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。を	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	記載なし	全文追記	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	7. 特定個人情報の保管・消去	・広域連合の標準システムのサーバーはデータ	<標準システムサーバー等における措置> ・広域連合の標準システムのサーバーはデータ	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	7. 特定個人情報の保管・消去	・広域連合の標準システムのサーバー及び端	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	—	—	<中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情		
平成29年2月27日	7. 特定個人情報の保管・消去	・システム上、市町からの日次での送信データ	<標準システムにおける措置> ・システム上、市町からの日次での送信データ	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	7. 特定個人情報の保管・消去	定めていない	定めている	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	7. 特定個人情報の保管・消去	・高齢者の医療の確保に関する法律により平成	<標準システムにおける措置> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	7. 特定個人情報の保管・消去	記載なし	全文追記	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査	最高情報セキュリティ責任者(※1)が、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、ネットワーク	最高情報セキュリティ責任者(※1)が、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、ネットワーク	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	・幹部を含め全ての職員等に対する情報セキュリティに関する研修計画をとその実施体制の構	・幹部を含め全ての職員等に対する情報セキュリティに関する研修計画をとその実施体制の構	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	Ⅴ 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂	納付方法: 来所の場合は現金、郵送の場合は振込み	納付方法: 当広域連合が発行する納付書による支払い	事前	再評価に伴う変更のため
平成29年2月27日	別紙11 特定個人情報の提供先一覧	記載なし	全文追記	事前	再評価に伴う変更のため
令和2年6月25日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関する	広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	1. 基本情報 6 情報提供ネットワークシステム(別添1) 事務の内容	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、	事後	法令に合わせた記載の修正
令和2年6月25日	業務全体図	(追記)	「サーバー間連携」を実施する場合を図示	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	(別添2) 特定個人情報ファイル	右記を新規に追加	「宛名番号」のリンク先<資格情報関連>に「住民基本台帳情報(清音化)」「外国人登録情	事後	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内)	・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内)	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・情報セキュリティ責任者は記録の内容を点検し不正な運用が行われていないかを点検する。	・情報セキュリティ責任者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・中間サーバーの使用について、情報セキュリティ責任者は、定期的に又はセキュリティ上の	・中間サーバーの使用について、情報セキュリティ責任者は、定期的に又はセキュリティ上の	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・情報セキュリティ責任者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていない	・情報セキュリティ責任者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・統合専用端末利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務	・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、当広域連	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が情報提	・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイ	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから市町へのデータ配信に関する記録	・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから市町へのデータ配信に関する記録	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	情報照会結果の手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネット	情報照会結果の手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されてお	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	①統合専用端末連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報	①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	右記を新規に追加	・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関	・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	右記を新規に追加	＜中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に関わるリスク対策＞	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・統合専用端末はインターネットに接続できない	・統合専用端末およびサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離す	事前	システムの機能リリースによる変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅳ その他のリスク対策	2.従業者に対する教育・啓発	・上述のセキュリティ研修等の受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅰ 基本情報	1.特定個人情報ファイルを取	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法などの一部を改正	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅰ 基本情報	2.特定個人情報ファイルを取	(1) (ii)個人情報を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅰ 基本情報	4.特定個人情報ファイルを取	・また、オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、中間サーバーに	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅰ 基本情報	4.特定個人情報ファイルを取	・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受信に伴う事務コスト等の解消、被保	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	(別添1)事務の内容 業務全体図	(追記)	「オンライン資格確認等システム」を実施する場合を図示	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	右記を新規に追加	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	右記を新規に追加	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリ	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うた	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、および	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口	当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	右記を新規に追加	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリ	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセ	＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を新規に追加	＜資格関連情報＞ 個人番号管理情報(個人情報)	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を新規に追加	＜情報連携関連情報＞ 加入者情報管理(システム基本情報)	事前	運用に合わせた記載内容にするための変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を新規に追加	<資格関連情報> 基準収入額申請世帯情報	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を新規に追加	<給付関連情報> 特定医療費等連絡対象者管理		運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	右記を新規に追加	・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請	1. 資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	3. 給付業務 ・市町において住民からの療養費等支給申請	3. 給付業務 ・市町において住民からの療養費等支給申請	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の交付申請	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の交付申請	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	再委託 ⑧再委託の許諾方法	再委託 ⑧再委託の許諾方法	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和2年6月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	<統合専用端末と表運システムとの間の情報授受に係るリスク及びそのリスクに対する措置	<統合専用端末と表運システムとの間の情報授受に係るリスク及びそのリスクに対する措置	事後	運用に合わせた記載内容にするための変更
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概	<情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報)	<情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報)	事後	システムの機能リリースによる変更
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(個人情報)	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(個人情報)	事後	システムの機能リリースによる変更
令和4年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概	<給付関連情報> 記載なし	<給付関連情報> 「医療費通知発行申請管理」を追記。	事後	システムの機能リリースによる変更
令和4年9月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(※3)給付等の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステム	(※3)給付等の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の	事前	公金口座を使用している各種支給対応等開始に伴う修正
令和5年1月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概	<資格関連情報> 記載なし	<資格関連情報> 「証交付不要申請管理」を追記。	事前	システムの機能リリースによる変更
令和5年1月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概	<賦課・収納関連情報> 記載なし	<賦課・収納関連情報> 「所得課税情報医療費収集用被保険者番号管	事前	システムの機能リリースによる変更
令和5年3月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設	※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	記載なし	なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入力する根拠	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイ	6件	7件	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイ	記載なし	「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を委託事項に追記	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	評価証見直しに伴う表記の修正
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保	<標準システムにおける措置> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディ	<標準システムにおける措置> ①標準システムは、クラウド事業者が保有・管	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保	<標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去す	<標準システムにおける措置> ・保管期間経過後は、システムから適切に消去	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	当広域連合における個人情報保護条例第7章に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情	削除	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	当広域連合における個人情報保護条例第7章に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情	削除	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	当広域連合における個人情報保護条例第7章に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情	削除	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	また、当広域連合における個人情報保護条例第11条により、委託先においても個人情報の漏	削除	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	クラウドに関する記載なし	・標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	また、当広域連合の個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限す	市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、	・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1	中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	当広域連合における個人情報保護条例第7章に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情	削除	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	また、当広域連合の個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限す	削除	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	また、当広域連合の個人情報保護条例第8条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限す	削除	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	<標準システムにおける措置>	<標準システムにおける措置>	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・サーバーはデータセンターに設置し、データセ	・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置>	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	<標準システムにおける措置>	・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・広域連合の標準システムのサーバー及び端	・標準システムにおいて保有する特定個人情報	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置>	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	<標準システムにおける措置>	・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・高齢者の医療の確保に関する法律により平成	・高齢者の医療の確保に関する法律により平成	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置>	事前	標準システムの機器更改に伴う記載の修正
令和5年3月28日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	評価証見直しに伴う表記の修正
令和5年3月28日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	記載なし	「番号法第19条第8号 別表第二 第9項」に関する記載を追記	事後	評価証見直しに伴う表記の修正
令和5年3月28日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	記載なし	「番号法第19条第8号 別表第二 第120項」に関する記載を追記	事後	評価証見直しに伴う表記の修正
令和5年3月28日	Ⅰ(別添1)事務の内容「5. 副本作成(「1. 資格管理業務」)	インターフェースファイル	インターフェースファイル	事後	評価証見直しに伴う表記の修正
令和5年3月28日	Ⅰ(別添1)事務の内容「5. 副本作成(「1. 資格管理業務」)	インターフェースファイル	インターフェースファイル	事後	評価証見直しに伴う表記の修正
令和5年3月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等	・ウイルス対策ソフトウェアは運用支援業務委託業者がアップデートを行うこととしており、接続	事後	評価証見直しに伴う表記の修正
令和6年11月25日	Ⅰ基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」	1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の交付申請	1. 資格管理業務 (1)被保険者資格等情報の取得	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	Ⅰ基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」	1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の交付申請	※1: 当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にあ	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	Ⅰ基本情報「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」	1. 資格管理業務 (1)被保険者証等の交付申請	1. 資格管理業務 (1)被保険者資格等情報の取得	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	Ⅰ基本情報「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」	被保険者証等	資格確認証等	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	Ⅰ基本情報「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」	取りまとめ機関	実施機関	事前	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関
令和6年11月25日	Ⅰ基本情報「5. 個人番号の利用」(法令上の根拠)	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法 第9条及び別表85の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	Ⅰ基本情報「6. 情報提供ネットワークシステムによる情	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	(別添1)事務の内容「業務全体図」	取りまとめ機関被保険者証 被保険者情報(証提示)	実施機関 資格確認書等	事前	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関
令和6年11月25日	(別添1)事務の内容「1.資格管理業務」	(1)被保険者証等の即時交付申請 (2)住民基本台帳情報等の取得	(1)被保険者資格等情報の取得 (2)被保険者資格の異動、資格確認書等の交	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	(別添2)事務の内容「4.加入者情報作成」「5.副本作成」「6.」	取りまとめ機関	実施機関	事前	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」2.基本情報「④記録さ	別表第一第59号	別表85の項	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」3.特定個人情報の入	番号法第19条7号及び同法別表第二項番80,81	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」3.特定個人情報の入	1. 資格管理業務 ・被保険者証の交付申請	1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提	24件	20件	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提	番号法第19条第8号 別表第二の各項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提	番号法第19条第8号別表第二に定める各特定個人情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める各	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提	・被保険者情報:後期高齢者医療の被保険者情報等	・被保険者情報:後期高齢者医療の被保険者情報等	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」5.特定個人情報の提	・被保険者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。	・被保険者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。	事前	マイナンバー法等の一部改正に伴う変更
令和6年11月25日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」6.特定個人情報の保	取りまとめ機関	実施機関	事前	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	追記	保険証利用登録情報管理	事前	利用登録情報確認に関する機能追加による記載の追記
令和6年11月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	追記	＜資格関連情報＞ 個人番号管理情報(被保険者情報)	事後	オンライン資格確認システムの導入に関する記載の修正
令和6年11月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	追記	資格確認書交付申請管理	事前	資格確認書交付申請に関する機能追加による記載の追記
令和6年11月25日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	追記	＜情報連携管理情報＞ 保険証利用登録情報管理	事前	利用登録情報確認に関する機能追加による記載の追記
令和6年11月25日	I Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	取りまとめ機関	実施機関	事前	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関
令和6年11月25日	I Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	番号法別表第二 特定個人情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表	事前	番号法改正に伴う変更
令和6年11月25日	「IV その他のリスク対策」	取りまとめ機関	実施機関	事前	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関
令和6年11月25日	別紙11 特定個人情報の提供先一覧	「番号法第19条第8号別表第二」に関する記載	「番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表」に関する記載	事前	番号法改正に伴う変更
令和7年6月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	追記	＜共通情報＞ 保険証利用登録要求管理 保険証利用登録解除管理 個人番号誤入力チェック突合結果管理 個人番号誤入力チェック確認登録管理	事前	システムの機能リリースによる変更
令和7年6月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	追記	＜給付関連情報＞ 公金受取口座照会管理 ＜共通情報＞ 稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理	事前	システムの機能リリースによる変更
令和8年6月8日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号	追記	＜資格関連情報＞ 外国人住民候補者情報 ＜賦課・収納関連情報＞ 外来年間合算支給申請書情報	事前	システムの機能リリースによる変更
令和8年6月8日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	追記	＜情報連携関連情報＞ マイナ保険証利用回数情報管理 マイナ保険証利用回数要求管理	事前	システムの機能リリースによる変更
令和8年6月8日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	追記	＜資格関連情報＞ 基準収入額申請世帯情報 ＜賦課・収納関連情報＞ 賦課情報(子ども分) 市町村別賦課情報(子ども分) 被保険者別還付未済情報 ＜情報連携管理情報＞ 保険証利用登録要求管理 保険証利用登録解除管理 個人番号誤入力チェック突合結果管理 ＜給付関連情報＞ 医療費通知発行申請管理	事前	システムの機能リリースによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明